説

熊本地震と南阿蘇鉄道

自然災害からの交通インフラ復旧の視点と論点

住

弘

道路復旧に向けた動き

・応急復旧の実施

第二章 復旧財源をどのように手当てするか 実施できない本調査 鉄道復旧に向けた動き 第一 目

章

熊本地震による交通インフラの被害状況

次

三.問われる復旧の必要性 ―熊本地震前の南阿蘇鉄道

二、本復旧のための実施態勢づくり

三・復旧財源をどのように手当てするか

第四章 鉄道インフラ復旧への課題

一・鉄道・道路の復旧枠組みの違い

二・鉄道インフラ復旧のポイント

第五章 熊本地震と南阿蘇鉄道の復旧―むすびにかえて―

※熊本地震が発生した二○一六年の新聞記事の注記は、新聞社名・月─日の順で、基本的に本文中に記した。特に 明記していないものについては、熊本で朝刊のみの統合版を参照している。なお、熊日は『熊本日日新聞』のこ

とである。

(熊本法学138号 '16)

76

阿蘇

地方は、

東西

熊本県

-大分県)

に国道五七号とJR豊肥線が通り、

北側

(福岡県側

から国道二

第一章 熊本地震による交通インフラの被害状況

交通網の途絶などによって、避難所や仮設住宅などでの暮らしを余儀なくされた人は多く、 六日 未明に 成28年 本震) (2016年) によって 熊本地震」と命名 (以下、 熊本地震と記す)、 (気象庁) 熊本県内の各地は、 された二〇一六年四月一四日夜にはじまる地 甚大な被害を受けた。 日常生活をどのように 自宅 回 月

線に加え、 線交通網につい 大きさにもかかわらず、「驚きの早さで全線再開を遂げた」(九州新幹線)ことがわかる 容は不明」 道路では、 再建していくかは長期的な課題となってい 全線開通には長期間 地 震による生活や観光の基盤となる交通インフラへの影響も大きく、広範囲にわたって交通網が断ち切ら この一方で、 在来線の 設備に約一三〇箇所の損傷が見つかり 九州自 (西日本・四―二一)と言われた。こうした震災直後の状況を踏まえるならば、 ては、 九州自動車道では、 鹿児島本線と豊肥線、 **動車道、** 阿蘇山周辺の地域交通網は、 の復旧作業が必要」と見込まれていた JR鹿児島本線が四月二一 国道五七号、 当初、 第三セクター鉄道の南阿蘇鉄道が不通となった。このうち大都 国道三二五号、県道二八号などが寸断され、 橋梁の損傷五箇所、 る 旦 今なお、 「運転再開のめどは立っていない」(熊日・四-九州新幹線が同二七日、 復旧 (熊日・四―二三)。また、 盛り土の崩落一 の目途がたたない状態に置かれつづけてい 箇所、 九州自動車道が同二九 路面に多数の亀裂が発見され 鉄道では、 九州 (西日本・五 幹線交通網は、 新幹線では、 J R —一九)、「被害全 九州 日に全線復旧 市間を結ぶ 車 0) Ŧi. 九州 ń 両 0)



図1 熊本地震後の阿蘇地方の鉄道・道路状況(2016年6月4日現在)

か

かる阿蘇大橋

(国道三二五号)

が大規模な土砂崩

n

南郷谷地域から西原村を経て熊本市

国道五七号から国道三二五号が分岐してすぐの黒川に

森町

の地域)

は、域

わけ南郷谷地

阿

二蘇山の

南

側にあたる南阿蘇村と高

った阿蘇

地方の主要ルートが断ち切られた。とり

によって事実上、

陸の孤島と化してしまった。それは、道路と鉄道の両方が寸断されること

(出所)『熊本日日新聞』2016年6月5日に加筆・修正を行った。

に至る県道二八号によって崩落し、幸

(熊本高森線)

俵山バ

イパ

スがト

南阿蘇村は、阿蘇大橋の崩落によって村が東西に分断南郷谷地域の人々の暮らしを激変させることになった。このうち国道三二五号にかかる阿蘇大橋の崩落は、「図1」参照)。

かし、四月一六日の本震により様々な場所で土砂災害南側(宮崎県側)から国道三二五号が通じている。し

等が発生

国道五

七号、

国道三二五号、

JR豊肥線

西日本・六—一七)。

の復旧が進まなければ観光客は約八割減り、

約一○○業者が廃業に追い込まれる恐れがあると危惧したのである

不通になることで通学が困難になってしまったのである。 されることになってしまったからである。その結果、 五月一一 うした交通網の途絶は生活面にとどまらず、観光面にまで無視しえない影響を与えることになった。 可能な道路 あったという など日常生活に支障をきたすようになった。たとえば、南郷谷地域を含む阿蘇地方の高校生約五○○人は、 た(西日本・四 大津町に避難せざるを得なくなった。こうしたなかで立野地区は「消滅の危機」に瀕することになった(熊日 (大津町) では、 (西日本・四 (約五○名) は、 日の時点 JR豊肥線や南阿蘇鉄道の運休によって、 (迂回路)を利用した通学バスの運行、 (熊日・四 点で地震による宿泊のキャンセルが二三万人となり ―三〇)。実際には、熊本市内の兄弟の家に移り住むという自衛策で対応する家庭も見られた。こ <u>—|:iO)</u>° 南阿蘇村、 阿蘇大橋を渡ったところにある南阿蘇西小学校と南阿蘇中学校に通学できなくなってしまっ ―二六)。他の代替公共交通機関がないなかで熊本県教育委員会が検討したのは、 立野地区は土砂災害の影響も大きく、 西原村、 阿蘇市などから通う生徒一一三人が欠席した。これは、全校生徒の ②自宅通学が可能な高校への転校、③寮などへの入居、 南阿蘇村の西側にある立野地区 南郷谷地域の人たちは、 (西日本・四一三〇)。 阿蘇大橋を渡ることができない地区住民は隣町 (熊日・六―五)、南阿蘇村商工会では、 熊本市方面 四月二五 (約三五〇世帯、 日 に再開 0) 通勤 阿蘇地方では した大津高 約八六〇人 であ 鉄道 ①通行 通院 \mathcal{H}

む県道二八号 こうした南郷谷地域の交通網の回復に向けて早い段階から検討されたのが、 (熊本高森線) 俵山バイパスの復旧であった。 阿蘇大橋については、 阿蘇大橋の再建と俵 四月三〇日に国土交通大臣か

国として直接復旧に乗り出す方針にあることが明らかにされた

(熊本法学138号 '16)

俵山バイパスについ

(西日本・五一一)。そして、

熊本 ては、 定的な被害状況調査をしたものの本調査に入ることができず、「復旧には多額の費用を要することもあり、 については九月に入り「軌道が見えないほど雑草が生い茂り、 交通インフラとして存在しながら道路復旧と対照的であったのが、鉄道復旧をめぐる動きである。 と報じられたように、 肥後大津間が四月 熊本県が行った被害調査の結果が五月三日に明らかにされた(熊日・五 一九日、 今なお復旧の目途が全くつかない状況に置かれている。 阿蘇-豊後荻間が七月五日に復旧したものの、肥後大津 廃線のような雰囲気すら漂っていた」(熊日 | 四)。 また、 しかし、 南阿蘇鉄道 —阿蘇間 同じように地 (二七・三キロ JR豊肥線は 兀 運転 月に暫 域 再

開のめどは立っていない」(朝日・四

―三〇)、「南阿蘇鉄道廃線の危機」(大分合同・五―二夕刊)

と報道されたり

した(後述するように、六月二八日に国から復旧調査費がつけられた)。

両者を使い分けて利用していた人にとっては、 点からいえば、 と道路復旧 は、 比させながら跡付けることで、交通インフラとしての鉄道と道路の自然災害からの復旧枠組みの違いを浮き彫りに 本地震により大きな被害を受け全線運休となった南阿蘇鉄道の復旧に向けた動きを、道路インフラの のなかでとりわけ復旧の遅れが顕著に見られる鉄道インフラをめぐる課題について考察していく。 本稿では、 鉄道インフラ復旧の論点について検討を加えていくことにしたい。こうした鉄道と道路を対比するという視点 熊本地震後の交通インフラ復旧過程を現地で見守るなかで問題意識として持つに至ったものである。 0 鉄道復旧の動きはきわめて遅く、 熊本地震によって大規模な被害を受けた様々なインフラのうち、 進み方は明らかに異なっており、 鉄道利用者にとっては鉄道の復旧が、 道路の復旧が地震直後から目に見える形で矢継ぎ早に進められ 現在においても復旧の見通しすら立たない状況にある。 両方の復旧が求められる。 自動車利用者にとっては道路の復旧がそれぞれ必要である。 この復旧の進み具合の違いは、 特に交通インフラに焦点をあて、 具体的には、 復旧 どこに起 過程と対

因しているのであろうか。 害からのインフラ復旧についての しつつ自然災害からの復旧の仕組みを具体的に跡付けることで、 本稿では、 鉄道復旧だけを論じるのではなく、 本稿執筆の研究上 (陸上交通をめぐる)全体像を示した研究が見当らないということがあった。そ の動機としては、こうした疑問を解き明かしてくれるような、 同じ陸上交通である道路復旧にも言及しながら、 交通インフラ復旧をめぐる課題について検討しよ 両者を比

その資本金は一億円である。このうち九九・九五%が基礎自治体からの出資で、 通線) る熊本県阿蘇郡南阿蘇村と高森町 の熊本地震による全線運休は、 JR豊肥線・立野駅から高森駅までを結ぶ一七・七キロの鉄道事業者である。 高森町) に指定され、 国鉄が効率的な経営を目指して赤字ローカル線の廃止政策を進めるなかで廃止対象路線 本論に入るに先立ち、 以外の駅は、すべて南阿蘇村が所有・管理している。 九八六年四月一日に南阿蘇鉄道として再出発したという歴史を持っている。 本稿で取り上げる南阿蘇鉄道の概要を説明しておきたい。 南阿蘇鉄道開業三〇年目に起きた大惨事であった。沿線自治体は、 の二つで、 全一〇駅のうち九駅が南阿蘇村にあり、 南阿蘇鉄道は第三セクター方式を採用してお もともとは高森線という国鉄線であ 沿線自治体の南 立野 駅 南阿蘇鉄道株式会社 (南 (第一次特定地方交 阿蘇 阿蘇村 二〇一六年四 南郷谷地域に 村 (五六・五 あ

日本では (〇·〇五 と高森町 「第三セクター」について、 %)で九・五五%という内訳であった (三三・九%) で九○・四%、これら二町村と関係のある山都町 第一セクター (公共セクター、 (残りの○・○五%は阿蘇南部農協協 政府部門) (七%)、 でも第二セクター 西原村 議会、 (三、五%)、 現・ JA阿 (民間セクター

共同 民間部門) ご出資による株式会社を指すことが多いが、 第三のセクター (中間部門、 南阿蘇鉄道は第三セクター鉄道 公私混合企業) と説明され、 (株式会社) 具体的には自治体と民間との公私 でありながらも

(熊本法学138号 '16)

は基礎自治体が九九・五%出資する町村鉄道であった。

一・実施できない本調査第二章 鉄道復旧に向けた動き

三セクや自治体では賄えない」(熊日・六―一四)と述べていることは、 六―二五)。この過程のなかで南阿蘇鉄道の社長でもある高森町長が「線路の被害は甚大で、 する必要があった。 蘇鉄道の経営規模を踏まえるならば、事業者単独で負担できる金額ではなかった。もっとも、 そして、全線復旧には一年以上の歳月がかかり、 遺産)で線路が歪み、 本地震から二ヶ月以上が経過した六月二一日に、ようやく国土交通大臣から本調査の実施が発表された(西日本 は調査費用の補助を 本調査のための費用を負担することすら難しい状況にあった。そのため南阿蘇鉄道の社長 査は鉄道総合技術研究所による緊急的なもので、被害の全貌を明らかにするには、本格的な調査 と試算された 蘇鉄道と鉄道総合技術研究所 (本震) によって南阿蘇鉄道では、 (同)。これは、熊本地震前年度(平成二七年度)の鉄道営業収入が約一億一五〇〇万円という南阿 南阿蘇鉄道は、五月一一日の緊急取締役会で全線復旧の方針を決めていたが、その前提となる (熊本―引用者注)県を通して国土交通省などに要望」した(熊日・六―一四)。そして、熊 犀角山トンネルで「トンネルごと、ずれている」(熊日・四一二七)ことなどが確認された。 (東京)による現地調査では、立野―長陽間にある第一白川橋梁(土木学会選奨土木 橋梁やトンネルなどが大きく損傷した。四月二六日に行われた南阿 橋梁の修復や架け替えで、三○億~五○億円の費用が必要になる 地方の第三セクター鉄道が大規模な自然 (高森町長)は、「まず 調査・復旧 四月に実施された調 (本調査) 0) う費用

災害に対して如何に脆弱な環境のもとに置かれているのかを物語っているといえる。

与えるため加入できないというのが、第三セクター鉄道のおかれた実情であった。 ると、当時、全事業者が地震保険に加入していなかったものの、条件次第で加入すると答えた事業者が八四%い セクター鉄道にとって負担しきれないためである。 かし、この保険は地震を対象としていなかった。地震を対象にすると保険料が高額になり、 土木構造物保険に団体加入している(支払い保険金は一事故一億円、 加入したいは○%、加入しないは一六%)。問題となるのは掛け金であった。 因みに、 南阿蘇鉄道などが加入している第三セクター鉄道等協議会 同協議会が二〇〇五年に実施した 期間中の限度額二億円の事業者が多い (第三セクター鉄道の協力・協調組 保険料が高額になれば経営に影響を 「地震保険アンケート」によ 財政基盤が脆弱な第三 た

支援の可能性を検討すると述べたのである た。国土交通大臣は六月二一日の記者会見において、まず調査を実施した上で、 具体的な復旧方法や費用について しかし、それはあくまでも復旧方法を検討するための調査費であり、復旧が決まったことを意味するわけではなかっ 震災から二ヶ月以上たった六月二八日、 南阿蘇鉄道の災害復旧調査費として国から二億一〇〇万円がつけられた。 (西日本・六一二五)。

二.復旧財源をどのように手当てするか

緊急調査の結果からも窺われるように、南阿蘇鉄道を復旧するには、

巨額

の費用を要することが予想された。で

うか。 は、 鉄道復旧のために南阿蘇鉄道が取りうる選択肢は、 現行の制度のなかでどのようなものが考えられるのであろ

第一は、 経営安定基金の活用である。 南阿蘇鉄道は、 もともと国鉄の赤字ロー カル線から転換した路線であった

の更新や新増設、

地元自治体・熊本県による自治体基金、

沿線住民からの住民基金も含まれ、赤字補填のほかに、

しかし、熊本地震直前の平成二七年度末の基金は

災害復旧にもあてられることになっていた。

億七四○○万円しかなく、三○億円~五○億円と見込まれる復旧費用を補うには少なすぎる金額であった

車

亩

論 ため、 積み立て、 線自治体に一キロ三○○○万円を上限に交付された「転換交付金」を原資に約五億一○○○万円の経営安定基金を 設立当初から赤字が発生することを見込んでいた。そのため国鉄線からの転換に際して南阿蘇鉄道では、 その運用益 (利子)で赤字補填をするという仕組みを構築していた。この基金には 転換交付金 のほ 沿

財政力指数○・二二の高森町にとって、 及び熊本県に対して全線復旧が実現できる補助措置の支援要望活動を鋭意行っていく必要がある」と記された。 株式会社と財政 で採択された「熊本地震に係る 三であった)。 八万円を追加せざるをえない状況にあったのである(平成二六年度の標準財政規模は五一億円、 震で甚大な被害を受け、六月二三日の村議会において震災対応として平成二八年度一般会計補正予算 であった。 指したいとの意向を示していた(熊日・ 大津町) しかも、もう一つの沿線自治体である南阿蘇村も、 沿線自治体による費用負担である。 で経営安定基金の積み増しを行うという方法も考えられる。 費用負担についていえば、 基 基金を積み増しする財政的な余力はなかった。六月一四日の高森町議会と同二三日の 盤 0) 脆弱な自治体では、 『南阿蘇鉄道』 南阿蘇鉄道の復旧費 四一二七)。しかし、 南阿蘇鉄道に出資する沿線自治体等 復旧・復興は困難を極めるため、 南阿蘇鉄道の社長を務める高森町長は、 の早期復旧・復興に関する決議」では、「第3セクター 平成二六年度の標準財政規模約二七億七〇〇〇万円 (三○億円~五○億円)は負担するには大きすぎる額 費用負担は困難な状勢にあった。 しかし、各自治体の財政規模や被災状 国への支援を求めるしかなく、 (南阿蘇村、 早い段階から全線復旧 高森町、 財政 南阿蘇村は熊本地 南阿蘇 山 力指数は〇 Ŧī. 都 町 億七 早々 村議 を目 南 玉 原 川

%が限度であり、

それも関係自治体

(県市町村)と同額の負担にとどまるのである。

(自治体側の対応次第で国の補助率は下がる可能性がある)、

したがって、

この制

このことから、

残りの

五〇%は鉄道事業者が負担せざるを得ないことになる。

公的補助は最大で五○%にとどまり

したとしても、

阿蘇鉄道の復旧費は沿線自治体で負担できる金額ではなかった。

に規定されている 道事業で経常損益あるいは営業損益が生じることが確実であること、などを補助要件としていた 鉄道事業で経常損益あるいは営業損益を生じているか、災害を受けた年度以降おおむね五年間を超えて各年度の鉄 で、①民生の安定上必要であること、 ると認めるとき」に「予算の範囲内で当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができる」というも を設けている。これは 行規則第十五条の三)。しかし、それは「災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができる」とあるよ 復旧費を全額負担するものではなかった。 鉄道軌道整備法に基づく補助制度の活用である。 「鉄道事業者がその資力のみによつては当該災害復旧事業を施行することが著しく困 ②復旧費が前年度の運輸収入の一〇%以上の額であること、③過去三年間 鉄道軌道整備法施行令第二条 鉄道軌道整備法は災害復旧のために第八条に補 「災害復旧事業の補助」 (鉄道軌 道整備 助制 難であ

……補助は、 助率は、 二割五分以内において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める率とする。」 災害復旧事業に係る工事のため直接必要な本工事費及び附帯工事費についてするものとし、

とする」とあり、 そして、「災害復旧事業費補助に関する交付基準」によると、「国は……関係地方公共団体と同 鉄道事業で赤字状態にある(になる)ことを補助要件としているにもかかわらず、 自治体がどれだけ補助するかによって国の補助額 (二割五分以内) が決められることになって 額を 国 0) 補 助 助

この補助制度は脆弱な経営状態にあ

が分かる。 る鉄道事業者向けのものであるにもかかわらず、基本はあくまでも鉄道事業者による自助努力に置かれていること 鉄道事業者が自助努力で復旧しようとすることを前提に、国が補助するという枠組みになっているので

ある。 一五億~二五億円の自己負担が必要となってくる。この補助制度を用いた復旧は、南阿蘇鉄道の経営規模を踏まえ 実現可能な方法ではなかった。(加えて、平成二八年度の国の当該補助にかかる当初予算は前年度と同様の 南阿蘇鉄道の復旧にこの補助制度を活用すると、仮に三○億~五○億円が必要となった場合、南阿蘇鉄道は

六八○○万円であり、 JRについても鉄道復旧の補助は、 増額するには補正予算を組むなどの必要があった。) 鉄道軌道整備法第八条に基づいてなされることになる。

日本大震災後のJR東日本は、鉄道軌道整備法施行規則第十五条の三の要件に該当しない経営状況にあったため、

ことを社内決定した」ということもあった。豊肥線を管理するJR九州は、二〇一六年六月三〇日に東京証券取 この補助制度を活用することができなかった。また、阪神淡路大震災からの復旧に際してJR西日本が、 補助を受けた場合の株式上場に対する影響、上場申請中の企業としての立場」などを考慮し、「補助金は受けない [からの

所に株式上場を申請し、一〇月二五日に上場を果たした。これまでの事例を踏まえるならば、熊本地震からの豊肥

線の復旧にあたって、この補助制度を用いることは難しいと予想される。

金の募集をはじめた。また、四月二九日から第三セクター鉄道四社 セットにしたもの)の販売を開始し、 様々な方法による復旧資金集めである。南阿蘇鉄道では、四月二五日から銀行口座を開設して復旧義援 千葉県のいすみ鉄道、鳥取県の若桜鉄道) 販売額一〇〇〇円のうち七〇〇円を南阿蘇鉄道に寄付するという取り組みを が、「復興祈念切符」(南阿蘇鉄道の乗車券と四社の入場券を (秋田県の由利高原鉄道、 茨城県のひたちなか

開始した。肥薩おれんじ鉄道

(熊本県・鹿児島県)のように、独自に義援金集めを行うとともに、

南阿蘇鉄道のグッ

阿蘇

本地震 鉄道につい

現行制

度内で復旧

のために南阿蘇鉄道が取りうる選択肢を検討してきたが、

いずれ

も復旧

運賃減収

日本大震災における三陸鉄道と同様、

国庫補助率の嵩上げ

(1/4→1/2)等による財源措置等の実施」

記念切符の販売に一層力を入れはじめた。こうした自助努力は、 HPをリニューアルし、インターネットを通した復旧義援金の呼びかけや「被災枕木オーナ」の募集、 阿蘇鉄道が様々なルートを通じて復旧資金を集めようとしていたことが窺われる。一〇月に入ると南阿蘇鉄道は 熊本城の修復費用 ズを販売して売り上げの全額を送ろうとしたところもあった えない 持管理費や職員の給与といった諸経費を捻出するためにも必要なことであった。運休中に現実の問題とならざる てヒアリングを行うということも見られた(熊日・五―二八)。 ○○万円を超えたという 道に送金)しようとしたのである(西日本・七─五)。一○月に入った時点で、全国から寄せられた義援金は三○ や「復興祈念絵はがき」(五○○円)として販売し、 金集めの動きも見られた。たとえば、 「運賃減収分の損失補てん」を行う仕組みが制度化されていなかったからである。 (三○億円)など熊本地震への支援に総額九三億円の支出を決めており (熊日・一〇―四)。この間、 地元の鉄道写真家が、 売り上げの一部を寄付(五月中旬に三七七〇〇円を南阿蘇鉄 五月二七日には、 南阿蘇鉄道の写真を「デジタル写真集」(三〇〇 (熊日・六―一八)。 支援金額が示されることはなかったが、 運休期間中も欠かすことのできない鉄道施設 日本財団が南阿蘇鉄道の被害状況につ このほかに個人の有志による資 (熊日 . 四 応援グッズ 同財団 円 南

困難が予想された。 からの復旧・ 分の損失補てんや災害復旧調査費についても支援制度がない状況」にあることを指摘した上で、 て「現行制度では、 現行制度の枠内での復旧が難しいことは、 復興に係る重点要望」 第三セクター鉄道施設の復旧費として、 (平成28年6月23日) 熊本県と熊本市が国土交通省に対して行った から確認することができる。この要望では、 国庫補助制度は1 /4であり、 (熊本法学138号 '16)

を求

鉄道軌道整備法の補助金交付申請時に「災害の復旧事業の施行が民生の安定上必要であることを明らかにした書類 ていた(1/2の自治体負担分については交付税等の財政支援措置を要望)。しかし、 国からの措置を受けるには、 (熊本法学138号 '16) 88

ことになるはずである。では、南阿蘇鉄道は、 する必要があった。この意味で、通常制度を上回る特別な支援を受けるには、それ相当の特別な理由が求められる の提出が求められるように (鉄道軌道整備法施行規則第十五条の三)、通常の制度においても、その必要性を説明 熊本地震で被災する前まで、 如何なる役割を地域で果たし、 どのよ

問われる復旧の必要性―熊本地震前の南阿蘇鉄道

うな経営状況にあったのであろうか。

が熊本地震前までに果たしてきた役割を振り返り、 明らかである」と南阿蘇鉄道復旧の必要性が説かれた。以下では、観光とライフラインという観点から南阿蘇鉄道 域の基幹産業である観光産業をはじめとする地域経済に多大な影響を及ぼすなど、南阿蘇地域の衰退を招くことは 民、学生の交通手段を奪い、熊本地震からの復旧・復興に取り組む人の心に暗い影を落とすこととなり、 では、「南阿蘇鉄道が廃線となり鉄道網が寸断されるということになれば、通院、 六月に高森町議会と南阿蘇村議会で採択された「熊本地震に係る『南阿蘇鉄道』 あわせて南阿蘇鉄道の経営状況について概観することにしたい。 通勤、 の早期復旧・復興に関する決議 通学で必要とする沿線住 南阿蘇地

観光

在)。多くの過疎地域における地方鉄道と同様、 阿蘇鉄道の沿線自治体の人口は、 南阿蘇村一一五一二人、高森町六三二七人である(二○一五年一○月一日現 南阿蘇鉄道の利用者も少子化と人口減少により縮小傾向にあった。

七万人、 者数は約六・八万人であった。平成二六、二七年度の動向を見ると、 熊本地震前年度にあたる平成二七年度のデータによると、 輸送人員は全体として増える傾向にあった(約二四万人→約二五・七万人)。このことから南阿蘇鉄 観光などで利用する定期外輸送人員が約一八万人で、定期外の方が多かった。 輸送人員は、 定期利用者の減少に対して定期外 通勤・ 通学で利用する定期輸送人員が 定期外のうち外国人 利 崩 道 0 利 が 崩

光を通じて運輸収入の維持を図っていたことが窺われる。

南阿蘇鉄道は、

近年、

観光の側

面を強め

白川 が確保されている。 4 14 n してい 人旅行者もしばしば見かけ、筆者もかつて起点となる立野駅で下車駅の問い合わせを受けたことがある。 のか、 のか、 ^方が分からないという人はいても(たとえば、 増 加 橋梁では、 光列車についていえば、 るの 切符販売所には、 阿蘇鉄道を利用し、 が顕著に見られた。 体の場合、 など)、鉄道の乗り方が分からないという人はほとんどいない。そして、 どのバスに乗ればよいのか、 は JR豊肥線との接続駅である立野駅の案内表示は、 日本語 管見の たとえば、 インバウンドツーリズムにとって鉄道は重要な移動手段にもなっていた。こうした利用状況 限りにおい 購入手順を英語で記した案内表示が掲示されてい 英語に加えて韓国語 平 立野駅から観光バスで移動するという、 阿蘇山・ 成二七年度は、 阿蘇五岳を眺めながら走るトロッコ列車 て、 前後どちらのドアから乗ればよいのか、 阿蘇ファームランド・高千穂からバスで高森駅に移動し、 地方の第三セクター鉄道では珍しいことであった 韓国から約三・六万人、 中 バス停はどこにあるのか、 ·国語でも説明を流していた)。 英語 観光ルートができていた。 韓国 台湾から約三・二万人が南阿蘇鉄道を利用 (ゆうすげ号) 語 た。 バ 定期列車 運賃をどのように確認し支払えば 中 ス停の時刻表をどのように見 国語で書かれていた。 日本の場合、 が人気を集め、 Ó (観光ポイントである第 車内放送で英語案内を流 また、 鉄道 高森駅から立 海外 は特に定時 外国人観光客 そして、 か らの スの 野 駅

論 茶店(セブンティフィフス・ストリート)は本震五日後の四月二一日に白川地区の人々のために午後だけ店をはじ あったが、多い日には五○人ほどが来店していたという(以上、熊日・六─一○)。因みに、 旅人が立ち寄り、 また、各駅舎には喫茶店 地域の人が気軽に集まれる場所」になっていた。古書店の「ひなた文庫」は、土日祝日営業で (長陽駅や阿蘇白川駅など) や古書店 (南阿蘇水の生まれる里白水高原駅) などが入り 阿蘇白川駅に入る喫

(二) ライフラインとして

を果たしていたのである

めた

(西日本・五

鉄道路線だけでなく駅もまた、

外と内の人をつなぎ、

地域コミュニティーの維持に役割

東京都営地下鉄の一八〇円より安く、東京メトロと同じであった(JR九州は一六〇円) 域住民の足としての役割を持っていたことを物語る。因みに、南阿蘇鉄道の初乗運賃は、一七〇円である。これは、 からも窺うことができる。 弱者のための福祉路線だ』と同様の認識であった。こうした役割意識は、たとえば、トロッコ列車の運用のあり方 地域住民が日常的に利用できるものではなかった。そこで南阿蘇鉄道は、トロッコ列車に定期列車を連結すること 国鉄高森線を南阿蘇鉄道として存続させる時のことを回想するなかで述べた「高森線は人材養成路線であり又交通 として重要な交通手段を担っている」という役割意識を持っていた。これは、旧・白水村(現・南阿蘇村) 以上のように近年、 地域住民の利便性を確保しようとしていたのである。こうしたきめ細かな取り組みは、 観光の側面を強めつつある南阿蘇鉄道であったが、鉄道事業者としは トロッコ列車は予約制で専用料金(大人五〇〇円、小人三〇〇円) 南阿蘇鉄道が第一に地 「基本、 が必要であるため、 地域住 民の足

南阿蘇鉄道が地域住民の移動手段としての役割を強く持っていることは、

南阿蘇村の要望を受けて開業時に六つ

(熊本法学138号 '16)

で、

高

[校生・ -地震

大学生等のために五月九日から無料

緊急通学バス」

瓜後、

南

阿蘇鉄道

復旧

の見通しが立たないなか、

南阿蘇村と高森町は約一七〇〇万円

0

経費を折

の運行をはじめた。

具体的には、

通行

可

能な道

間 する熊本大学にも、 祝は七時〇〇分)、 五六分到着する。 鉄道はすべて立野 るっとバス・ 勤定期人員は月平均六〇五人)。 る中学校に通学する生徒などであった。 を作る予定があった)。 であった駅が、 たのである。 で運行される鉄道の方が便利であった(鉄道は、 熊本間の所要時間は一時間三〇分程度であった。 五時三五分(土日祝日は六時一二分) たかもり 居住地 南郷谷 白 また、 水コー 心や目的 ·地域における公共交通機関としての鉄道の優位性は高かったといえる。 熊本駅からの最終は二〇時三三分発で、 駅でJRと接続するダイヤとなっており、 ○に増やされていることからも窺うことができる 熊本駅からの最終は一八時四五分 南阿蘇村から南阿蘇鉄道とJR豊肥線を利用して通勤してい が 緊急指定病院でもある阿蘇立野病院に通院する高齢者や、 ス 実際、 迦 地によっても異なるため一 も運行されているが、 [往復、 利用者の多くは、 南阿蘇鉄道に並走する形で立野駅から高森駅に南阿蘇村のコミュニティ 熊本 通学定期人員は、平成二七年度には月平均五八一〇人(年間延べ約七万人) 延岡間 高森駅始発の列車に乗ると、 0 高森町から熊本市や阿蘇市に通学する高校生、 その本数は平日四往復 「たかちほ号」 概に言うことはできないが、 観光トロッコ列車を入れて平日一五往復)。 (日祝日は一八時四四分) 高森から熊本市にはバスで行くこともできたが、 立野駅で乗り換え、 熊本市や阿蘇方面 が二往復で、 (その他、 (土日祝日は三往 立野駅でJRに乗り換え、 高森からの始発が六時 高森に二二 南阿蘇村にはもう一つ への利便性も確保していた。 であり、 · る 同 買い物利用者もい 運行回数と運行時 . 僚が 所要時間 時○六分に到着できた。 復 11 る であり、 (平成二七年度 南 そして、 間、 は た。 阿蘇村に 地 およそ一 ()()分 熊本駅 筆者 毎時 定時性を踏 元請 熊 南 ス 0 一つあ 主 阿 本 在 で駅 0) 涌

する 形 (熊本法学138号 '16)

1

92

路 ものであった。(因みに、 七時五五分着(往路・登校便)、健軍町電停前一七時一○分発→高森駅一九時三五分着 定された。たとえば、 拘束するダイヤは、熊本地震の前まで鉄道を利用してきた高校生にとって長時間かつ窮屈な通学を余儀なくさせる るための措置であった。しかし、 イヤが組まれた。こうした形での通学バスの設定は、高校生等を震災前と同じように自宅から通学できるようにす (グリーンロ ード南阿蘇など)を使って、一日一往復、 熊本市内に向けては、高森駅五時三○分発→熊本市内の路面電車の基点である健軍町電停前 運休の続くJR豊肥線でも通学問題が発生しており、 毎朝五時三〇分に出発して熊本市内まで二時間三〇分近くを要し、帰宅時間まで 熊本市内、 阿蘇中央高校、 六月一七日に問題対応を議論する 高森高校を結ぶ四ル (復路・下校便)、というダ が

活動を支える基盤になっていたのである。では、その経営状況は如何なるものだったのであろうか。 となっていた。そして同時に、阿蘇地方の観光を通した経済活性化を支えてきた。 これまで述べてきたように熊本地震で被災する前までの南阿蘇鉄道は、 地域住民の日常生活を支える一つ 通勤、 通学、 観光など、 の条件 場として「阿蘇通学連絡協議会」が発足した。)

経営状況

持のボーダーライン上にあり、 度のみであった(決算ベース)。たとえば、 崩し、平成二七年度末の基金残高は一億七四○○万円となっていた。基金の残額から見れば、 一○○円稼ぐのに必要となる営業係数は一○三であった。こうしたなか、 南阿蘇鉄道の経営状況は開業以来、 同じく熊本県内の国鉄特定地方交通線から転換した第三セクター鉄道のくま川鉄道 赤字基調が続いている。黒字は、平成一二年度と熊本地震前年の平成二七年 南阿蘇鉄道の平成二六年度の営業損益は約四七〇万円の 南阿蘇鉄道では経営安定基金を年々取り 南阿蘇鉄道は経営維

ことは難しいというジレンマがあったという。

以上のように南阿蘇鉄道では、

安全運行にとって必要となるもの以外、

た。しかし、 人吉温泉 -湯前) 南阿蘇鉄道は基金の運用でやりくりをし、これまで株主である自治体から補助金を受けることはなかっ のように、 沿線市町村からの新たな出資 (経営安定化補助金)を必要とする状況に陥りつつあ

た。

全国 業活動など、 その内訳は、 は自分でやる、 あることが分かる。 九・六万円を当時 は高森町長であるが非常勤)であっても、総務的な仕事は勿論のこと、 このうち事務系職員は四人で、その他の一○人で五台の車両を用いて一日二八本の鉄道運行を行い、 たうえで、可能な限り経営効率性を追求していたからである。経営の効率化としては「社員皆がじぶんでやれる事 えられていた。 このように南阿蘇鉄道は基金からの補填を常時必要とする赤字経営の状態にあったが、 [の平均給与が四○八万円 駅業務を行うといった一人二役(三役)をこなすこともあった。 自治体からの経営安定基金で何とか事業経営をやりくりしている状況であったため、賃上げを提案する 様々なことをしていた。また、人件費も低く抑えられており、たとえば平成二四年度の人件費四 国鉄・JRのOB六人、JRからの出向四人、プロパー三人、その他一人であった オールマイティーに活用」するということが目指された。実際、南阿蘇鉄道の全従業員は一四人で、 それは、 の従業員数一四で単純に割ると、一人あたり三四六・四万円であった。これは、 もっとも、 「安全優先を経理の基本とし」、「輸送の安全確保に関する支出は計画に基づき、 (国税庁 「民間給与実態統計調査」) であることを踏まえるならば、低い給与水準に 南阿蘇鉄道としては、 従業員の士気を上げるために給与を上げたいと考えることも 運転、 常勤の最高責任者である専務取締役 車 ·両塗装、 観光客の誘致とい 赤字額そのもの (平成二四年度)。 平成二四年分 は低く抑 川

減らすことのできる経費はギリギリまで

削減していた。これ以上効率化できないというなかで経営していたのが震災前の南阿蘇鉄道の実態であった。そし 南阿蘇鉄道の様々な努力を根底から覆し、 熊本地震前年度の平成二七年度は、一五年ぶりの黒字決算になっていた(ただし営業損益は赤字)。こうした 突如として危機的状況に陥れたのが熊本地震であった。次章では、

蘇鉄道と同じように熊本地震で大きな被害を受けた交通インフラである道路に焦点をあて、その復旧過程を考察し

第三章 道路復旧に向けた動き

ていくことにしたい。

熊本地震における道路復旧の展開を概観していきたい。 州地方整備局 こうしたなかで自然災害をうけた道路を復旧することは、 な管理作業を行っていることが確認できる。道路管理に瑕疵があると、賠償請求されることもある。 が管理者になっている。そのため管理者となる行政機関は、安全性を確保し、 る。この「道路」には、高速自動車国道、 道路には、 『道路管理瑕疵判例ハンドブック 私道や農道、 「平成28年度道路維持管理計画」(平成28年4月)を見ると、道路管理者は毎日の道路巡回など、様 林道といったものもあるが、我々が通常意識する道路は、 一般国道、都道府県道、市町村道があり、 第三次改訂版』(ぎょうせい、二〇一五年)が刊行される程である。 道路管理者にとって使命であったといえる。以下では、 復旧する義務を負う。たとえば、九 国(国土交通大臣)や自治体 道路法に基づく「道路」であ 道路管理瑕疵

・応急復旧の実施

た結果であった。 熊本地震では路面にできた段差が直ちに仮復旧されていたが、 工事を行うことになっている。 国土交通省の 直 | 轄道路では、 こうしたことは都道府県管理道路や市 地震が発生した場合、 震度四以上で、 これは道路管理者が状況把握を迅速に行い、 出先事務所が道路パトロールをし、 町村管理道路でもそれぞれ実施され てい 応急的 対応し

阿 県道二八号 熊本市と阿蘇 没などにより通行止めとなっていた県道北外輪山大津線 国道五七号については、 を派遣 TEC-FORCE) 国土交通省は、 このうち南阿蘇村立野地区での大規模な土砂崩れによって通行できなくなった熊本と大分を結ぶ幹線道路 こうした迅速な対応からは、 (町道と村道からなる) 国道・県道 現場で必要とされる情報の収集と提供を行った。そして、 (熊本高森線) ・大分方面が 四月 に道路の応急復旧や、土砂災害の危険箇所の点検といった二次災害の防止に当たらせた。 村道等の道路啓開作業や、 国土交通省 四日の熊本地震 俵山バイパスの迂回路としては、 二応、 を国土交通省 繋がれた 応急復旧するための仕組みが前もって整えられていたことが確認できる。 (九州地方整備局) (前震) (熊日・ (九州地方整備局) 発生直後から被災自治体に災害対策現地情報連絡員 高度技術指導などが次々に行われていくことになっ 四一二二)。そして、トンネル崩落などによって不通となっ と熊本県で迂回路の整備が進められた。 (通称「ミルクロード」) 土砂崩落で通行止めになっていた と熊本県が四月二二日に復旧させた 技術系職員が中心となる緊急災害対策派遣隊 を代替ルートとして復旧させ 「グリーン 四 月二二日 (リエゾン) 能日 口 であ F 几

本復旧のための実施態勢づくり

論

とに加えて、 が進められた。しかし、本復旧のためには、国道五七号、阿蘇大橋、俵山トンネルなどを元の状態に戻し、 道路管理者に代わって行うという権限代行の仕組みであった。 をはじめた (これは国道三二五号の阿蘇大橋崩落の原因にもなった)で通行止めとなった国道五七号から土砂を取り除 た。本震二日後の四月一八日に国土交通省は、土木技術の専門家等からなるチームを派遣し、立野地区の土砂災害 ルートを回復させていく必要がある。通行止め区間のうち熊本と大分を東西に結ぶ国道五七号については、 以上のように道路では、 (指定区間内の国道)に当たるため、道路管理者である国 (熊日・四―一九)。しかし、それ以外の通行止め区間は熊本県や市町村が道路管理者となっていたこ 復旧するには高度な技術が必要であった。こうした状況のなかで用いられたのが、 地震直後から様々な応急復旧が行われ、主要道については迂回路 (国土交通大臣) によって復旧が行われることになっ (代替ルート) 復旧工事を本来の 直轄国 従来の の整備

(一)県→国への権限代行

に関する緊急要望」平成28年4月23日)。そして、阿蘇大橋については、土木学会の調査団から同一場所に再建 ることが難しいと指摘されるなど(西日本・五―一)、復旧に高度な技術が必要であることは明らかであった。 い段階から国道三二五号の復旧を国の「直轄事業により進めること」を要望していた(熊本県「平成28年熊本地震 として熊本県が管理しているため、 欠くことができないものであり、早期復旧が求められていた。制度上、阿蘇大橋を含む国道三二五号は、 このケースに当たるのは、 阿蘇大橋の再建である。 阿蘇大橋を復旧しなければならないのは熊本県である。しかし、熊本県は 先に述べたように、阿蘇大橋は南郷谷地域の人々の暮らしに 補助国道 早

代行による再建という選択をしても、 第四条の規定に基づく国庫負担率が適用されることから、 法第五条 たのである。 直轄事業として行うことを決定した。 関する工事を行うことができる。……」)に基づき、国は国道三二五号の阿蘇大橋の再建工事を熊本県に代わって ことを前向きに考えていることを明らかにした(熊日・五 土交通大臣は 四 .月三○日に国土交通大臣は熊本県知事との意見交換後の記者会見で、阿蘇大橋の復旧を国が主体となって行う (直轄事業に対する地方公共団体の負担率) に基づき財政負担することになる。 なお、このように国が権限代行する場合であっても、 工事が高度の技術を要する場合……は、 阿蘇大橋の再建は、 熊本県による災害復旧事業として再建するという選択をしても、 都道府県に代わつて自ら指定区間以外の国道の災害復旧 国道五七号と一体のものとして、 自治体としての財政負担は同じであった。 ―一)。そして五月九日に、 熊本県は公共土木施設災害復旧事業費国庫負 道路法第十三条第三項 熊本県にとっては 国が取り組むことになっ ともに同 (国 担

ら約六○○メートル下流で再建することを決定した。 着手することになった(以上、 会を設置した かくして、五月一二日に国土交通省・熊本河川国道事務所は、 (熊日・ Ŧ. ―一三)。この技術検討会は、 西日本・七一六)。 これに基づき国土交通省は、二〇一六年度中に測量と設計に 様々な案を検討した上で、 学識経験者による阿蘇大橋復旧に向けた技術検 七月五 日 に阿阿 蘇大橋を現

(二) 県・村→国への権限代行

橋は、 〇キロ区間 このケースに当たるのは、 橋脚や橋げた と、 阿蘇長陽大橋を含む南阿蘇村道・栃の木 (橋の本体) 俵山トンネルを含む県道二八号 が残っているため、 崩落して再建に時間を要することが予想される阿蘇大橋の代 -立野線 (熊本高森線) (約三キロ区間) 俵山バイパス である。このうち阿 (俵山トンネル 蘇長陽大 など約

わりに復旧できないかと考えられていた。両道は、

制度的にいうならば、

道路管理者である熊本県

(県道)

る都道府県や市町村の首長から要請があり、かつ必要性が認められれば、 行できるというものであった。 大橋再建の際に適用された道路法十三条第三項は「指定区間以外の国道の災害復旧に関する工事」について国が代 求める要望」平成28年5月9日)。大規模災害復興法は第四十六条で、道路法の「特例」として、 めていただきたい」との要望が出されていた(熊本県「平成28年度熊本地震からの復旧・復興に係る特別の措置 する法律」(以下、大規模災害復興法と略す)に規定された「特定大規模災害等に指定し、 特定災害復旧等道路工事」を国 (村道)でそれぞれ復旧する必要がある。 国道ではなく、 (国土交通大臣) が代行できると規定していたのである。(一) で述べた阿蘇 しかし、両道については、 都道府県道や市町村道の復旧を国が代行するには、 熊本県から「大規模災害からの復興に関 自治体に代わって都道府県道や市 直轄権限代行により進 道路管理者であ 大規模災害復興 计时村道

工事を担当することになった 調査に乗り出すことになった。そして、 かけが 模災害復興法が適用された最初のケースとなった。こうした動きの背後には、 方整備局に要請書を提出)、 は一三日に公布・施行され、 五月一〇日に 熊本地震による災害は、 かくして、 「平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令」 県道の俵山バイパスについては六月一日に国土交通省・熊本河川国道事務所が本格的 国土交通省から両道の災害復旧工事を代行することが発表された。熊本地震は、 同日、 (西日本・六―二)。 大規模災害復興法第二条第九号に規定された「非常災害」に指定された。この政令 熊本県知事と南阿蘇村村長から両道の代行が国に要請され 村道の阿蘇長陽大橋については、国土交通省・立野ダム工事事務所が復旧 熊本県内の自治体からの様々な働 が閣議決定されたこ (国土交通省九州

法を適用する必要があった。

团

復旧工

事は勿論のこと、

事業を実施する前に必要となる災害査定、

熊本県は国からの補助金を受け入れることになるため、

で代行することになった(この結果、

量や用地買収などで協力を得ることを目的に国土交通省 トを再開させていくことを明らかにした とになった。そして、六月二八日に俵山トンネルを年内に復旧させ、近くを走る村道 八号(熊本高森線)俵山バイパスの俵山トンネル、村道・栃の木 当)「『平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令』について」平成28年5月 地方公共団体との費用負担については、被災地方公共団体自らが施行した場合と同様」とされた 代行制度の趣旨は 以上のような経緯を経て国土交通省は、 因みに、 高森町、 大規模災害復興法に基づき国が県道や村道の「特定災害復旧等道路工事」を代行する場合であっても、 南阿蘇村、 被災地方公共団体の行政機能の低下を補完し、 西原村) で調整会議が設けられた (西日本・六―二九)。七月に入ると、地元自治体の意見を反映させ 本来であれば自らが管理者とならない国道三二五号の阿蘇 (九州地方整備局) (熊日・七一九)。こうして道路復旧 ―立野線の阿蘇長陽大橋の復旧工事を担当するこ 事務負担の軽減を図ることにあるため、 ・熊本県・地 (旧道) 元 五 元 を活用しつつ、 市 町 内 村 のため 大橋 |閣府 阿 蘇 の実施熊 (防災担 13 日)。 国と 大 測

町 村→県へ の 権限代行

勢が着々と整えられていったのである。

被害の大きさや、 このケースに当たるのは、 (三路線) の復旧工事を代行することを決めた。これは、 技術職員の不足という実情を踏まえて判断された(熊日・六―一〇)。これによって熊本県は 南阿蘇村の村道である。 熊本県は、六月一〇日に大規模災害復興法に基づき南阿蘇村 南阿蘇村村長から熊本県に要請されていたもので

災害査定で決定した事業費の補助金交付申請ま 熊本県は南阿蘇村

本来負担すべき費用

(所謂、

裏負担)を、

南阿蘇村から受け取ることになる)。こうした代行によって熊本県に負

論

道路区域の変更は、 たが、完成後は沿線町村 な課題となっていた る俵山トンネルを含む県道二八号(熊本高森線) ろを通るため、冬期間は凍結による通行止めが予想された。この点で南阿蘇村の住民にとって、 なる「グリーンロード南阿蘇」は、霧の発生が多く、危険性が高いばかりか、標高一○○○メートルを超えるとこ ために行われるものでなかったためであると考えられる。もっとも、こうした対応がなされたとしても、 こで大規模災害振興法が適用されていないのは、「グリーンロード南阿蘇」の道路管理者の変更が災害復旧工事 道路法十八条の規定に基づき県道熊本高森線の一部とする区域変更を県の公報で告示した(五月九日)。こうした くして、熊本県は五月上旬に「グリーンロード南阿蘇」を暫定的に県の管理にすることを決め から南阿蘇村への迂回路となったために交通量が増え、これまでにない日常的な維持管理業務が必要となった。 なった「グリーンロード南阿蘇」である。「グリーンロード南阿蘇」は、もともと農道として建設されたものであ ことも行われた。これに当たるのは、俵山トンネルを含む県道二八号(熊本高森線)俵山バイパスの代替ルートと 担が発生することはなく、 ところで、以上のような災害復旧工事の権限代行とは別に、迂回路の道路管理者を町村から県に変更するという 「グリーンロード南阿蘇」を熊本県が維持管理していくうえで必要不可欠な手続であった。こ (熊日・六―二九)。この俵山バイパスの復旧が国の権限代行により行われることになる経緯 (益城町・西原村・南阿蘇村) 南阿蘇村の負担費用は熊本県が代行しない場合と同じであった(熊日・六―一一)。 俵山バイパスを復旧させることが、 が維持管理をしていた。しかし、熊本地震後に熊本市方面 日常生活の 回 従来のルートであ (熊日・五一八)、 「復にとって切実 迂回路と

(二) で述べたとおりである。

1

2を補助、

市町村道に対して国は1/2を補助するというように、

自治体の管理する道路であっても国は費用

三.復旧財源をどのように手当てするか

にどのように補完されることになるのかを考察していきたい。 述べてきたような国と自治体の柔軟な制度的対応のなかで整えられていった道路復旧のための実施態勢が、 況のなかで道路復旧 な自治体財政を悪化させていくことは当初から予想されたことで、 様々な自治体で補正予算の専決処分がなされていった。こういった復旧に必要となる様々な費用が、 業復興支援 用の手当てに追われることになった。 復興に地元負担が発生しないような特別な財政措置を講じ」るよう求めていた(熊日・四―二六)。このような状 熊本県の集計によると、熊本地震で震度六弱以上を経験した被災市町村民は県人口の八三%で、 六%より多か ・道路の復旧などを軸とした総額三三六億三九〇〇万円の専決処分をしたように った の際に必要となる財源は、 (熊日・ Ŧi. –九)。こうした被害規模と連動する形で地震直後から被災自治体では 四月二七日に熊本県知事が一般会計に追加する補正予算として生活支援 どのように手当てされようとしたのだろうか。 熊本県知事は地震後の早い時点から国に対して (熊日 以下では、これまで 阪 · 四 もともと脆弱 神四 |二八)、 復旧 財政 · 産 中

費用を見ると、 られており、 村が道路管理者となり、 国道三二五号は熊本県、 |路管理の費用負担は とされている。 たとえば「道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕」(道路法第四十二条) するための 県が管理する国道三二五号などの補助国 原則として、 県道二八号 本稿で言及する道路についていえば、 「特別の規定がある場合を除くほか、 (熊本高森線) それぞれが費用負担することになる。 俵山バイパスは熊本県、 道に対して国は 直轄国道の 当該道路 .の道路管理者の負担とする」 国道五七号は国土交通大臣 1/2以内を補助、 しかし、様々な 南阿蘇村道・ 栃の木 「特別な規定」 県道に対して 立野線は南阿蘇 (道路法第 補 助 が設け 玉 道 川

補助をすることになっていた。

政令で熊本地震を 率・現年一○○%)をあてれば九五%が交付税措置され、最終的な自治体の負担は○・八%程となる(朝日 10~9/10程度になる (熊日・六―三)。この場合も、 債 準税収入に占める割合に応じて変動)で(同法第四条)、自治体負担分(1/3以下)については、災害復旧事業 害復旧事業費をより高率で国庫負担することになる。この場合の国庫負担率は2/3以上 の持ち回り閣議で「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、激甚法と略す) 最大でも一・七%となる。加えて「激甚災害」に指定されると、 これが災害復旧時には、以上のような平時とは別枠で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、 (起債充当率・現年一○○%) をあてれば、 熊本地震は四月二〇日の時点で被害額に基づき「激甚災害」 「激甚災害」に指定した (熊日・四―二六)。 九五%が交付税措置される。 残りの自治体負担部分について災害復旧事業債 補助率の更なるかさ上げがなされ、 の指定基準を超えたことから、 その結果、 自治体の実質的な負担は (自治体の当該年度の標 国 は 補助率は8 に基づく (起債充当 同 国が災 三 五 五

買収)。 とはなかった。つまり、 大橋の再建に対して熊本県が平成二八年度に負担する金額は約一二億円であった 担そのものがなくなるわけではないのである。たとえば、道路法に基づき国が直轄事業として復旧に取り組む阿 しかし、そこには自治体が道路復旧をしない(財政負担しない)という選択肢はなく、 様々な財政支援措置が制度的に講じられるようになっていた。しかも、 このように道路の復旧にあたっては、自治体の管理下にある道路に対しても自治体の財政負担を軽減するような また、 大規模災害復興法による県道二八号(熊本高森線) 国の補助率等が上がることで被災自治体の財政負担は減ることになるが、被災自治体の負 俵山バイパスの復旧に当たっての熊本県の負担 被害状況に応じて補助率がかさ上げされた。 (斜面対策工事・調査設 被災自治体の負担がなくなるこ 計 用 地

五八一

億円

(県工事分約二一七億円、

市町村工事分約三六四億円)

に上った

(全て五月一

六日時·

点。

なお、

復旧

額は 復旧 も熊本県は、 約 費用を負担する必要があり、 四億三〇〇〇 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第五条 万円であった 平成二八年度の負担額は約九億九〇〇〇万円であった (平成二八年度は橋梁復旧 工事)。 (直轄事業に対する地方公共団体の負担 因みに、 直轄国道である国道 (改良工事、 五 用 七号に 地 買 に基づ 収 7

使途が決められた。 定されていた であった。この予備費は、 決定を行った (一七日に国会で成立)。 万円が当てられることになった 五月一三日に、 や国 (熊日 道 の復旧などに用いられることになった。このうち国道五七号の新ル 第一弾は中小企業への復興支援や観光の振興が中心で(熊日・ 五. 復旧を予算面から支援するために赤字国債を財源とする総額七七八○億円の補正予算 詳細な使い道が決められていないものであったが、インフラ復旧などにあてることが 四。 (西日本・六―一五)。 五月末には一〇二三億円分 補正予算の中心に据えられたのが (第一弾)、六月一四日には五六五億円分 「熊本地震復旧等予備費」(七〇〇〇億 五一三一)、 ート整備には三八億四 第二弾では自 0 閣

用基金など四基金を使い 六月に入ると被災自治体でも徐々に議会が開催されるようになったが、 たとえば、 熊日 「予算編成としては異例の手法」 熊本県は、 六六 切り、 九。 六月の定例会に補正予算 六月七日に開催された熊本県議会建設常任委員会で明らかにされた熊 なお足りない財源確保 (熊本県総務部長)を採用せざるをえない状況にまで陥ることになっ (震災対策分)を提出したが、 (八五億円分) についてはまだ未確定の特 各自地体に共通する課 災害発生時などに使う財政調 既題は 別交付税を仮に 財 本 不足であ

二〇六億四〇〇〇万円、 村が管理する公共土木施設の被害額は合計約一九〇二億円であり、 高森町が六四〇〇万円であった。 公共土木施設のうち道路復旧費用は、 このうち南郷谷地域を見ると、 熊本県内全 南 が

を踏まえた上での熊本県の負担額は五五九一億円、 れな 復興に必要と見込まれる経費は、 重ねが死活問題となる」のである えており、 の事業ごとの負担 からの復旧 本県は、 b 早い段階から復旧事業費を全額国が負担する特別法の制定を要望していた(熊本県「平成28年度熊 国の補助率かさ上げがあるとはいえ自治体負担分がなくなるわけでなかった。また、 のや自治体指定の文化財 復旧にまわすことのできる予算には限りがあった。「財政力の弱い自治体にとって、 内閣府は様々な特例措置 復興に係る特別の措置を求める要望」平成28年5月9日)。これに対し国は現行法で十分対応できて に概ね 一%未満になると説明した。 熊本県の年間予算 の復旧など補助対象外の事業もあった(以上、 以上、 (国の補助制度の新設・補助率のかさ上げ)や交付税措置により、 熊日・一〇一六)。 市町村のそれは三八一五億円であった (二〇一五年度は約七六九九億円)を大きく上回ると予想され しかし、 九月時点における熊本県の試算によると、 自治体は、 人件費や扶助費などの経常経費を多く抱 西日本・七—一七)。 (熊日・九一二九)。 補助率がかさ上げさ 小さな負担 そのため 一の積み 本地

が原則) や損益から考えられていないということは、 旧を裏打ちするため ればならない枠組みになっているのである。それ故に、災害直後から応急復旧に取り掛かることのできる仕 財源がある 以上、 することについて、その道路が果たしてきた役割の大小に関わらず、 道路復旧 本復旧にあたっては国の直轄権限代行や技術支援、 一の動きを概観してきた。道路復旧の過程から読み取ることができるのは、 は問われないということである。 0 諸制度が整えられていた。このように道路復旧が行政機関の責務とされ、 陸上の交通インフラの一つである道路が採算性の論理で成り立つもの 道路を復旧することは道路管理者の責務とされ、 被災状況に応じた補助率のかさ上げといった、 復旧することに意味が 道路を復旧 その必要性 あ 復旧 原形復旧 組 . の みが

旧

財源をめぐる熊本県と国との綱引きは現在もなお続

いている。

でないことを示しているといえる。

第四章 鉄道インフラ復旧への課題

一.鉄道・道路の復旧枠組みの違い

組みが大きく異なることが確認できる

まだ継続中のことであるが、 熊本地震に対する交通インフラの復旧過程を振り返ると、 鉄道と道路で復旧の枠

ていると考えることができる。 明責任を求められることになるのである。近年、採算性の低い路線や、経営基盤の弱い鉄道事業者ほど、 般ルール化されていないため、 時に鉄道事業者は、 によって廃止に追い込まれるようになっているが、それはこうした鉄道事業者主導の復旧の枠組みが大きく影響し 施されるものであるため、そこでは復旧することが自明のことにはなっていないのである。 道軌道整備法)もあるが、 / 2は事業者による負担となるため、 まず、自然災害からの鉄道の復旧は、 復旧の必要性を説明しなければならないことになっている。 これを活用する場合でも、 鉄道復旧の補助はケースごとに個別に交渉せざるをえず、そのつど鉄道事業者は説 復旧は経営状況と無関係ではありえない。 基本的に鉄道事業者自身が行うことになっている。 鉄道事業者による復旧が基本である。 公的資金の投入が道路のように 鉄道の復旧は鉄道事業者主導で実 また、 国による補助 現行制度上、 補助金交付申請 費用 制 度 0) (鉄

被害状況把握を行い、 これに対し道路は、 復旧のための権限代行、 復旧することを前提に制度設計がなされている。 技術的支援や財政的支援に動くようになっているのである。その際 実際、 震災発生とともに、 玉 0) 関係機関

位は、

道路の面積・道路の延長)に入るように措置されている。

になる。 復旧することについての説明は求められない。国も自治体も道路管理者として、道路を復旧しなければならない また、道路の維持や改良に使われる「道路橋りょう費」は、 道路の安全性を欠いたことで事故が発生した場合、その管理責任者(国や自治体) 地方交付税の基準財政需要額の算定 は責任を問われること (測定単

進み方や、 ぞれが社会的使命・役割を担ってきたともいえる。このことを踏まえるならば、 役割を果たすことは言を俟たない。とりわけ「生活道路の復旧」が「地域再生には欠かせない」のは確かである 西日本・五 自然災害が起きたとき、 復旧をめぐる議論のあり方を規定していることには注意する必要があるといえるだろう。 -四社説) 。しかし、翻って考えるならば、鉄道も道路も共に地域の交通インフラとして存在し、 道路が緊急車両の通行や救援物資の輸送ルートの確保、 制度的な枠組みの違いが、 日常生活を取り戻す上で大きな

鉄道インフラ復旧のポイント

である。 れまで述べてきたことを踏まえるならば、そこからは、公的に管理されている道路は公的に復旧する必要があり、 を持っているが、第三セクター方式(株式会社形態)を採用しているが故に、公的な復旧の対象とはならなかった。 ことができる。 南阿蘇鉄道は、基礎自治体が九九・五%出資 (残りの○・○五%はJA) する町村鉄道としての実体 道事業者が管理する鉄道路線は鉄道事業者によって復旧される必要がある、という行政内部のロジックを読み取る このロジックに従うならば、 鉄道と道路の復旧をめぐる枠組みの違いは、インフラの管理主体がどこにあるかということに起因している。 自然災害によって廃止となった国鉄線は、 南阿蘇鉄道が国鉄線であれば、国の管理の下で、すぐに復旧作業に入っていたはず 一九六七年八月の柚木線 (長崎県 左右 柚木間三・九キロ)

殆んど見られなかったことであり、

分割民営化として結実した国鉄改革が、

国として鉄道に公的な責任を持たな

が復旧 地方 念され 北海道 となったJR只見線 0 たJR岩泉線 なかで二○○八年に廃止となった。二○一四年には二○一○年の土砂崩れによる脱線事故を契機に全線運休とな 害で橋梁や路盤などが損壊し、 第三セクター鉄道の高千穂鉄道 鉄改革以降、 かなどについての記述はあるものの、 復 みである った自然災害にどのように対応したのか 间 B R T (過疎 にか !費用 7 の鉄道網に大きな被害が生じ、 第14巻 いる。 翌二〇一六年には同じくJR気仙沼線 地 かる膨大な費用を賄いきれず、 の問 (これに対し私鉄では自然災害により廃止となる事例が散見された)。 域) 自然災害によって廃止の危機に立たされる旧国鉄線が全国各地で見られるようになった。 (岩手県) 国鉄 題 ス高速輸送システム)化することになった。 (一九七三年) にある「主要災害と対策」の項を見ても、 に生み出すことになったのである。 から廃止の危機に直 0 (福島県・新潟県)や、二○一五年の高波による被害で運休となったJR日高本線 分割 が廃止となった。二〇一五年には東日本大震災で運休となったJR大船渡線 民営化は、 約二六億円の復旧費用が負担できない (宮崎県 復旧にあたっての財源問題や廃止についての言及はない。 国の管理する路線をなくすことを意味したため、 JR北海道が進めようとしている不採算路線の廃止論議に影響することが 面している。二○一六年八月には北海道に相次いで上陸した台 廃止に追い込まれる鉄道路線を全国、 延岡 (被害額ははどれほどであったのか)、 高千穂間五〇キロ)は、 (宮城県) こうした自然災害による鉄道路線の 近年では、二〇一一 が高額の復旧費用を理由に鉄道路線での本復旧 (自治体の協力が得られない 二〇〇五年に起きた台風一四号による水 国鉄が風水害・ 年の とりわけ費用対効果が見込めな 災害対策をどのように行 日本国有鉄道 集中 結果として、 存廃問 地すべ 豪雨により 編 しかしながら、 ŋ 題 は などの状況 一日 地震 自然災 玉 (岩手 本国 鉄 分的 時 有鉄 雪害と 宮宮 玉 道

主の利益という観点から不採算路線の維持が難しくなるとの問題も指摘されている(西日本・八―二二社説》))。 ことを宣言するものであったことを示している。(しかも、国鉄改革によって誕生したJRが上場することで、 株

災した施設を復旧の上保有」するということであった。これは「自治体が所有することを前提にした支援スキーム」で 割合となった。これは 営業区間の2/3に被害を受けた三陸鉄道でも、 第一は、岩手県の三陸鉄道(久慈―宮古間七一キロ、釜石―盛間三六・六キロ)のケースである。東日本大震災で るものは公的に復旧するという道路復旧と同様のロジックの存在を読み取ることができる。 六日に三陸鉄道は全線復旧したのである。こうした国による新たな措置の前提として求められたのが「自治体が被 交付税で措置した。かくして、三陸鉄道の復旧費用約九二億円は国費で賄われ、震災から五年後の二〇一六年四 であった。このように国は、補助率を引き上げる一方で、自治体負担分(1/2)については全額を震災復興特別 極力減らす』という新たな制度を創設」し、国1/2、自治体1/2(沿線自治体1/4、岩手県1/4)の負担 旅客鉄道においては、その公共性や被害の甚大さに鑑み、『国と地方自治体が負担を分担し、鉄道事業者の負担を インフラ部分 「公共物に等しくしないと国の補助もなかなかかさ上げできないという理屈」があった。ここに、公的に管理され 自治体1/4の負担)が検討されていた。しかし、その後、国が追加支援を行うこととなり、「第三セクター 上下分離することを意味した。上下分離とは、鉄道の運行部分(所謂「上」)を鉄道事業者に任せ、 近年、地方の第三セクター鉄道をめぐっては、これまでとは異なる動きが見られるようになっている。 (所謂「下」)は自治体が所有するという方法である。こうした三陸鉄道の復旧スキームの背後には 「阪神・淡路大震災において被災した鉄道に対して実施した財政支援措置以上の手厚いもの₋ . 当初、鉄道軌道整備法に基づく復旧(鉄道事業者1/2、 鉄道 国1 月

ところで、東日本大震災で三陸鉄道が被災したとき、それへの対応をめぐって「前例」とされたのは、

自然災害

線

の危機」

に言及することさえ見られた。その後、

滋賀県知事や甲賀市長が道路復旧と同等の補助率を国に

時は甲

賀市

長

求め

もインフラを所有する甲賀市だけで負担するには重過ぎる金額であった。こうしたなかで、

この制度が適用されたとしても甲賀市は最大で復旧費用の3/4を負担する必要があった。いずれにして

災したという特別な事情があったとはいえ、 道再建の要諦を探るために高千穂鉄道沿線の取材をしている。 きないなかで廃止となった。 (台風) によって二○○八年に廃止された宮崎県の高千穂鉄道であった。たとえば当時の 三陸鉄道は全線再開することができた。この意味で、 しかし、 三陸鉄道の復旧をめぐっては最終的に国の支援を上乗せする新たな支援スキー 自然災害からのインフラ復旧のあり方に、 高千穂鉄道は、先に述べたように復旧 三陸鉄道の事例は、 それまでとは異なる新たな 東日本大震災によって被 朝日 新 聞 費用 は、 が 調達で 一陸鉄

るものでなかったため、この制度を適用できるか否かが問われたのである。 道施設を所有する第三種鉄道事業者という関係にあったが、 運休を余儀なくされた。 前例」を作り出すことになったといえる。 分は甲賀市が所有) 鉄道インフラを保有する甲賀市は、 から転換した第三セクター鉄道であるが、二〇一三年九月の台風一八号による橋脚 の状況に置かれることになったといえる。 滋賀県の信楽高原鉄道 信楽高原鉄道は上下分離をしていたが故に、信楽高原鉄道は運行のみの第二種鉄道事業者、 をしていたことから、鉄道軌道整備法による補助制度を適用できるか否かが論点となった。 台風によるインフラ被害で運休を余儀なくされたという点で、 (貴生川 復旧費用の全額 —信楽間 鉄道復旧に当たっては、 兀 七キロ) (最大一〇億円) 鉄道軌道整備法は上下分離による鉄道事業者を想定す 0) ケー 信楽高原鉄道が同年四月に上下分離 スである。 を負担しなければならないことになる。 この補助制度を用いることができなけ 信楽高 信楽高原 0 原鉄 流出などによって全線 鉄道 道 ũ は高千穂鉄道 旧 甲賀市 玉 鉄

道の復旧は国の補助も含め全額公費負担で行われ 補てんされることとなった」。国土交通省が鉄道軌道整備法に基づく災害復旧事業認定をすることで、 に国が交付税措置をする)。これは、上下分離した場合の鉄道復旧のあり方の「前例」となるものであった。 ことで復旧に際して公的支援を受けやすくなることも示している(事業主体である自治体が地方債を発行し、 旧に際して管理主体の自治体に多大な財政負担がかかってくることを示している。しかし、他方で、上下分離する きるようになり、 務省が告示した地方債充当率に基づき、市で負担する全額について災害復旧事業債 認定がなされたことで、 など様々な要望活動を行った結果、信楽高原鉄道の復旧に鉄道軌道整備法を適用し、「同法に基づく災害復旧事業 一一月二九日に全線で運行再開となったのである。 その九五%分を地方交付税で手当てしてもらえることになったのである。かくして、信楽高原鉄 甲賀市が事業費に地方債を活用した場合、 (国が二五%、滋賀県が二五%、甲賀市が五〇%)、二〇一四年 信楽高原鉄道の事例は、一方において、上下分離することで復 自治体負担分の九五%が国からの地方交付税で (地方債)を発行することが 甲賀市は総

い考え」であることが報じられた 支援の実施」を要望した よる国の復旧費用の全額負担を適用できるよう目指す」と述べ(熊日・六―一四)、熊本県は こうした二つの事例に見られるように、自然災害からの鉄道復旧に対して公的支援を行っていこうとする近年の 国鉄改革以後に見られた鉄道復旧のあり方とは異なる方向性を持つものであると考えられる。そして、二 そして、国土交通省も南阿蘇鉄道について東日本大震災からの復旧と「同じような支援策を適用した 南阿蘇鉄道が今後、どのように鉄道復旧を進めていくかを検討する際の「前例」として捉えられるも (熊本県「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別の措置を求める要望」平成28年 南阿蘇鉄道の復旧においても、社長である高森町長は「三陸鉄道のように、 (西日本・六―二五)。こうしたことから、 南阿蘇鉄道の復旧に際し、 「三陸鉄道と同 三陸鉄道

える。

ともいわれている (西日本・六―二五)。 れるのかは、今後の自然災害からの鉄道復旧のあり方を方向付ける分岐点になるという意味で、 極的にしていくという方向でなされるか/これまでのように鉄道事業者主導で最小限の公的支援という方向でなさ 前 「例」にしようとしていることが窺われる。 南阿蘇鉄道の復旧が昨今の新たな動き しかし、こうした動向に財務省や政府関係者は慎重な姿勢である (前例) を踏まえて公的支援を積 一鉄道事業者の復

旧にとどまらない重要性を持つことになるといえる

役割を果たすことになっている。 分離が導入されている。 点で意識されている。 条件を整備することは、 を見ても、 また地方交付税措置があるように、 本稿で述べたように鉄道と同じ陸上の交通インフラとして存在する道路は、 分離を検討するにしても、すべてを自治体が負担するかどうかは、 といえるだろう。 こうした近年の動向を積み重ねると、自然災害から鉄道を復旧させる際のポイントとなるのは、 道路では財政基盤が脆弱で技術的支援が必要な自治体には支援措置が施されるなど、 南阿蘇鉄道においても、 現在、 国の役割であり、 しかし、 南阿蘇鉄道と同じように旧国鉄線から転換した第三セクター鉄道のうち四社で、 そこでの国は、 生活の基盤でもある交通インフラを復旧し、 全てを自治体が負担するようにはなっていないからである。 復旧に際して、こうした方向性が示唆されている。 政治が考慮すべき課題であることは改めて思い起こされる必要があると 部分的 時限的に補助するに過ぎず、 検討する余地があるように思われる。すなわち 国直轄と自治体管理によるものがあり 住民や自治体が主体的に活動できる 自治体 しかしながら、 (地方) 自然災害への対応 国の役割が様 上下分離にある が中心的 上

第五章 熊本地震と南阿蘇鉄道の復旧―むすびにかえて―

旧予算が不足し、 域の自治体として財政基盤が脆弱であった。また、南阿蘇鉄道に直接出資はしていないが、熊本県は現在、 なった(国土交通省「平成28年度国土交通省関係熊本地震復旧等予備費使用の概要(6月28日閣議決定)」)。これ えで復旧方法を検討し、「今後の持続的な事業運営のための鉄道施設の保有のあり方についても検討する」ことと る経費が約二億円盛り込まれ、 なされ、約二一○億円分の使途が決まった。このなかで国土交通省関係分として「鉄道施設災害復旧調査」 の協議をしていることが報道された。そして、六月二八日に熊本地震復旧等予備費についての第三弾 きからは、自然災害から鉄道インフラを復旧する上で、現行の枠組みに限界があることが読み取れる。 何らかの公的支援を求めているのは、こうした地域の実情を反映したものといえる。南阿蘇鉄道をめぐる様々な動 治体である南阿蘇村や高森町は被災自治体であり、 半分を鉄道事業者が請け負うというのは、その経営実態を踏まえると現実的なことではなかった。しかも、 金で賄うことのできる金額ではなかった。 本稿で述べてきたように、南阿蘇鉄道の復旧に必要と見込まれる三○~五○億円の費用は、鉄道事業者の自己資 六月二五日の 『西日本新聞』では、 自転車操業状態に陥っている。熊本県や沿線自治体が南阿蘇鉄道復旧のために現行制度を超える 南阿蘇鉄道のトンネルや橋梁といった土木構造物の損傷、 南阿蘇鉄道の負担を抑える支援枠組みをめぐって国土交通省が財務省と詰 現行の鉄道軌道整備法に基づく補助制度を用いるとしても、 震災復旧関係の様々な費用が必要となる上に、もともと過疎地 地質や地盤を調査したう 0 復旧費用 閣議決定が 沿線自

を受けて六月二九日に高森町役場で開催された南阿蘇鉄道株式会社の取締役会と株主総会では、

全線復旧を目指す

○○人が集まったという

(西日本・七─一八)。そして、熊本地震による全線運休から約一○○日

運行が再開された(一日三往復)。

この日

は、

多くの人が集まった。この復活祭では、

中心となり

南阿蘇鉄道復活祭」も開かれ、 中松間で部分的ではあるが、

高

安全を第一に置きながら、経営をギリギリまで合理化して何とか日々の鉄道事業を維持してきた。 誕生した鉄道会社であった。そのため、 ことが確認された これまで述べてきたように、 通学の足としてだけでなく、 (熊日・六―三〇)。 南阿蘇鉄道は、 阿蘇観光ルートの一角を担う存在として、 当初から採算性は望めず もともと赤字ローカル線であった高森線を国鉄から切り離すことで (それ故に会社発足時に経営安定基金が積まれた)、 地域にとって重要な役割を果たして しかも、それは

復興にはつながらないのである。 熊本地震により 運休が続くなか南阿蘇鉄道は、 運転手四名が退職するなど組織の縮小を図りつつ、 V

できないことに留意しておく必要があろう。 はなく阿蘇地方全体から捉える必要があり、 い」(熊日・七一二七)と言われている。

このように南阿蘇鉄道の復旧を考える際には、

鉄道の復旧を現行制度に即した鉄道事業者単体で議論しても地域・ 事業者の収益性や採算性だけでその社会的使命の有無をはかることが

全体

阿蘇地方では「豊肥線と南阿蘇鉄道、

国道57号の

¹3本柱。がそろわなければ、

阿蘇観光の完全復旧は難し

鉄道事業者単体としてで

再開できるように三日に一度の仕業検査 家による活動として、 部運行再開を検討してきた。 (熊日・六―一七)。七月一七日に高森駅で開催された復旧・復興支援コンサートには地元住民ら二 六月には高森中の卒業生らによる吹奏楽団 五月からは、 (所謂、 列車検査) 高森駅で車両の展示を開始した。また、 を続け、 R J K まずは被害の少ない高森 が企画した復興祈念コンサー 沿線住民や鉄道愛好 中 -松間 が開

高森町に寄せられた義援金な 高森駅前で高森町役場が ぶりの七月三一 113 (熊本法学138号 '16)

機になっている。鉄 (熊本法学138号 16) 114

運行の一部再開後も、ボランティアによる未開通区間の草刈や(熊日・八―七)、南郷谷における夏の風物詩とい どを積み立ててつくられた「高森町災害基金」(五月一七日に高森町災害基金条例を公布・施行)が活用された(®) われる風鎮祭 (高森町)にあわせて無料列車が運行されたりしている(熊日・八─二○)。八月二七日には、

運行していた「ビール列車」を走らせ、約七〇人の利用があった(熊日・八―二九)。

時に、 礎的な条件の一つになっていたことが、一部運行再開にいたる過程のなかで確認されることになった。しかし、 呼び込むのかといったことは、地域で検討すべき課題である。 鉄道事業者や地域 道を地域のなかでどのように位置づけ、地域住民の日常生活をどのように守るのか、そして地域にどのように人を こうした熊本地震後の南阿蘇鉄道をめぐる様々な動きは、 南阿蘇鉄道の自然災害からの復旧をめぐる諸状況は、そうした地域を支える基礎的な条件そのものが、 (自治体)に依存する極めて脆弱な基盤の上にあることを顕在化させることになった。 地域のなかで鉄道を捉えなおす契機になっている。鉄 南阿蘇鉄道がそうした地域を成り立たせるための基 同

点を含んでいる。 道と同様の状況が起こりうる可能性があるからである。 地域にも共通する課題であり、 旧をどのように考え、 南阿蘇鉄道の全線復旧はまだ道半ばであり、今後も予断を許さない状況にある。自然災害からの鉄道インフラ復 鉄道から国が手を引き、 如何に対処していくかということは、 地方や地域を国土全体のなかでどのように位置づけていくのかというより大きな論 国として鉄道に公的な責任を持たなくなった現在、全国各地で南阿蘇鉄 地震や風水害など自然災害の多い日本において、

(二〇一六年一〇月一六日初稿・一一月二三日一部改稿)

付記

助金 また、 困難で多忙な状況にあることが推察され、 ては最低限の加筆にとどめている。本稿における記述はすべて筆者の責任に帰するものであるが、 本稿は、 (課題番号16K03476・15K03261)による研究支援を受けてなされたものである。 様々な方々に問い合わせをさせていただいた。この過程では、熊本という被災した現場に住んでいるが故に、 電話やメールなど様々な形で、筆者の不躾な問い合わせにお答えくださった方々に深く感謝申し上げます。 有意義な指摘をしてくれた学内の査読関係者にも感謝したい。なお、本稿は、 熊本地震後の二○一六年八月から一○月にかけて執筆したものである。したがって、その後の経緯につ 問い合わせをしてよいのかどうか逡巡することも度々であった。そんな 日本学術振興会科学研究費補 執筆にあたっ

1 もっとも、 休していた九商フェリーと熊本フェリーが再開した。熊本市電は、 旧であった。因みに、空路については四月一九日に国内線の運行が一部再開し、 の本数に戻された(若干の徐行区間は残っている)。また、 新幹線は、 補修などのために徐行運転をすることになり七月三日まで特別ダイヤで運行し、 九州自動車道も、 本震以降全線運休していたが、 当初、 海路は四月二八日に可動橋損壊のため 車線制限などをしており、 四月二〇日に運行を開 同四日から震災前

このうち二九人(小学生二三人、中学生六人) 阿蘇大橋の崩落で立野地 なかには村内にある「くまもと清陵高校」の宿泊施設で寮生活を送り、 区の児童生徒五四人は村の中心部にある小中学校に通う(スクールバス)ことができなくなり が隣接する大津町など村外に通学先を変更した 南阿蘇中学へ通学するものもいる 能日・ Ŧī. (熊日・六―

<u>Fi.</u>

(熊日

四

でいた黒川地区がある (西日本・五一二)。 二二)。そして、立野地区住民の仮設住宅は、村内を諦め、行き来できる隣の大津町に建設されることになった 南阿蘇村で集落の消滅危機が言われたのは、このほかに阿蘇大橋のたもとにあり、 東海大学農学部の学生が多く住 能日 · 五

(3)その後の大雨で土砂災害の危険が高まったこともあり、立野地区の住民は大津町に再避難を余儀なくされた

- 4 運休となったJR豊肥線の肥後大津 (熊日・五 -宮地間では、 五月九日から平日のみ代替バス (往復一九本) を走らせることになっ
- 5 自然災害からの交通インフラ復旧についての研究は、技術的視点 地方鉄道について独立の節を設け、 田利器・加藤浩徳・村上裕一「交通システムの復旧・復興」(城山英明編『福島原発事故と複合リスク・ガバナンス』東洋 幅広い視点から捉えようとしたものとして東日本大震災後の交通インフラ(道路・鉄道・港湾) 行財政の仕組みのもとで行われ、そこに如何なる課題があるのかを検討しようとしたものである。交通インフラの復旧を その名残りは現在においても見ることができ、地方レベルにおいて地方整備局 防災・減災対策』日刊工業新聞社、二〇一五年)。しかも、 ○一年一月の中央省庁再編までは建設省 えば、公益財団法人鉄道総合技術研究所 人事の交流が皆無であるばかりか、 鉄道は鉄道総合技術研究所)。これに対して本稿は、道路や鉄道といった交通インフラの復旧が全体としてどのような 二〇一五年) がある。この論文は、 その復旧・復興がどのように進められたかについて概説的に論じており(「3 技術的な研究拠点も異なったままである(道路は国土技術政策総合研究所と土木研究 (道路) と運輸省 (鉄道) に分かれており、技術的な研究も別々に行われてきた。 防災技術研究部・鉄道地震高額研究センター編 技術基準の観点から道路・鉄道・港湾の復旧について概観するとともに、 道路と鉄道は、 (防災や減災) 現在ではともに国土交通省所管であるが、二〇 (道路) から論じられたものが殆どである と地方運輸局 『鉄道と自然災害 復旧について論じた、本 (鉄道) に分かれ、 列車を護る (たと

と道路行政 の交通インフラ復旧に焦点をあてているため、 道の災害対策と復旧 の分離的な関係については、 ・復興二)、本稿を執筆するにあたっても様々な点で示唆を受けている。 今後、 鉄道行政と道路行政の関係は十分に論じることができていない。 別の視点から改めて研究したい課題である。 なお、 本稿では自然災害から 鉄道行

- 6 国鉄赤字ロー カル線政策については、 拙稿『「我田引鉄」の終焉 -北海道における特定地方交通線政策の展開過程を素材と
- 7 南阿蘇鉄道の設立の経緯については、 香川正俊 『第三セクターと地域振興』 (成山堂書店、 二〇〇〇年) が詳細に論じてい

(東京大学都市行政研究会、

九九四年)

を参照

る。 『「第三セクター」の研究』中央法規出版、一九九三年) 関連する論考としては、 伊原豊實 「第三セクターによる地方鉄道事業 がある。 南阿蘇鉄道・くま川鉄道―」(今村都南雄編

- (8) 遠山嘉博『現代公企業総論』(東洋経済新報社、一九八七年)第一○章。
- 9 以下、 見る第三セクター鉄道の現状』 本稿における南阿蘇鉄道のデータについては、南阿蘇鉄道作成のもののほか、 (平成二六年二月)、『第三セクター鉄道等協議会30年史』 第三セクター鉄道等協議会 (第三セクター鉄道等協議会、
- ○一五年)、『九州運輸総覧 平成27年度版』 (国土交通省九州運輸局、二〇一六年)を参照した。
- (1) 聴き取り調査による。
- (11)詳細については、前掲『第三セクター鉄道等協議会30年史』四五―五二頁、
- $\widehat{13}$ 12もっとも、 聴き取り調査による。 この赤字補填の枠組みは、 当初想定した金利ベースが維持できなくなった結果、 運用が困難になってしまった。

自治の視点」(『都市問題』 全国の第三セクター鉄道で問題となっている事柄でもある。 第98巻第6号、二○○七年六月)で論じた。 この問題については、 拙稿 「地方鉄道存続に必要な

基金の管理は「高森町鉄道経営対策事業基金条例」に基づき高森町が行い、

要とする。経営安定基金は、

論

- (熊本法学138号 '16)
- 15 以上の標準財政規模と財政力指数は、 熊本県総務部市町村・税務局市町村課 『熊本県市町村要覧』(平成二八年八月)によ

自治体基金と住民基金に分かれている。

- 16 鉄道・運輸機構 る。 『鉄道助成ガイドブック 平成28年度 0) 7 国における鉄道助成制度」(http://www.jrtt.go.jp/02
- business/Aid/aid-bookGuide.html 二〇一六年九月一二日閲覧)。
- 17 18 西日本旅客鉄道株式会社監修『阪神・淡路大震災 JR豊肥線は、 一九九〇年と二〇一二年に水害で運休を余儀なくされたが、そのつど復旧されてきた。二〇一二年七月の 鉄道復旧記録誌』(西日本旅客鉄道株式会社、 一九九六年)一五六頁。

九州北部豪雨からの復旧には、

約一年を要した。

- 19 振込先は、 である。 肥後銀行高森支店 口座番号一四〇六九〇五 口座名義ミナミアソテツドウ(カ 〇九六七―六二―一二一九、
- 20 熊本県と熊本市が国土交通省に対して行った「平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る重点要望」(平成28年6月23日) 制度化されていない「運賃減収損失補てん制度の創設」が要望された。
- 21 以下、 査で提供を受けた資料に基づいている。 南阿蘇鉄道に関する引用部分については、基本的に熊本地震二年前の二〇一四年四月一七日に実施した聴き取り調
- 22 たとえば、 なお客様をご案内する」ことを目的にHP上に「路線バスの乗り方」を掲載している(動画もある)。乗り方については、 時期、 CMを流していた(http://www.tokachibus.jp/%E8%B7%AF%E7%B7%9A%E3%83%90%E3%82%B9/norikata/ 北海道の十勝バスは「バスを利用したいが、乗り方が判らない。出張、 観光等で十勝バスに初めて乗る。そん

基金から拠出する時は高森町議会の合意を必

- 二〇一六年一一月二〇日閲覧)。因みに、バスの乗り方については、 現在、 様々なバス会社のHPに掲載されている。
- 23 訪日外国人の移動手段としては、乗り合いバスに比べて鉄道が圧倒的に多い 性~DBJ・JIBFアジア8地域・訪日外国人旅行者の意識調査 (平成27年版)より~』 (『熊本インバウンド観光の現状と今後の方向 日本政策投資銀行九州支店
- 24 聴き取り調査資料(二〇一四年四月一七日)による

一四頁)。

- 矢野光晴編『高森線開通70周年記念誌』 の低いところの子弟を市内や地域外の高校・大学に進学させることができるのは鉄道以外での通学は考えられなかったか (南阿蘇鉄道株式会社、一九九八年)三一頁。この前段には 「当地域のように所得
- 26 熊本地震で大きな被害を受け一旦、 書によって、二〇一七年四月に現地での一部再開を目指していることが明らかになった(熊日・九―八)。 閉院を決めた (熊日・五 -七)。その後、 立野病院から南阿蘇村議会に提出された陳

らだ」と記されている

- 27 鉄道とコミュニティバスは連携関係になく、立野駅をほぼ同時刻に出発するケースさえ見られ、 点では課題があった。「ゆるっとバス」は立野地区を通らない形で五月一○日に運行を再開した (朝日・五―一一)。 地域交通網の形成という
- 28 これは貸し切りバスで運行されている。この背景には、定期路線を新たに開設する場合、 程度を要するという事情があった(熊日・四―二八)。また、天候に応じてルートを変えることができるというメリットも 諸手続で運行までに最短
- 29 その後、 適宜、 運行時間やコース変更(ミルクロード経由) がなされている。

(熊日・五―一と西日本・五-

贞

に詳細が記されている)。

- 30 31 以上、 国土交通省九州地方整備局 南阿蘇鉄道についての引用は、 「TEC-FORCEの活動記録」(<u>http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/tecforce/pdf/tec</u> 聴き取り調査資料 (二〇一四年四月一七日) に基づいている
 - (熊本法学138号 '16)

〇一六年九月八日閲覧)。

論

- 32 地震に関する国土交通省九州地方整備局HPの「記者発表」は詳細を極めており、道路復旧について執筆するにあたって 「国道57号応急復旧に向けた作業の着手について(阿蘇大橋地区斜面崩壊)」(平成28年4月18日 九州地方整備局)。
- 33 経緯については、渡辺隆幸「熊本県道 適宜参照している 『熊本高森線』と南阿蘇村道 『栃の木~立野線』 の災害復旧を国が代行~熊本地震
- 34 南阿蘇村は、 で大規模災害復興法を初めて適用~」(『道路』 阿蘇大橋の再建に時間を要することが予想されるため、阿蘇大橋と同様の役割を担っていた橋本体の残る阿 通卷九〇三号、二〇一六年六月)四二頁
- 35 村道・栃の木 ─立野線の阿蘇長陽大橋については、国土交通大臣から二○一七年夏に応急復旧工事を終え、開通させると

蘇長陽大橋の早期復旧を国により行うことを求めていた(熊日・五―一二)。

- 発表された(熊日・九一二八)。
- 37 36 概要については、 修繕とは、「当初築造した道路の損傷した構造を維持、 法令研究会編『改訂4版 国土交通省道路局「道路行政の簡単解説_ 道路法解説』大成出版社、二〇〇七年、八七頁)を指す。 回復する工事のうち、災害復旧に含まれるもの以外のもの」 の「6.道路整備事業に係る国の負担・補助」を参照した
- (http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/dorogyousei/0.pdf 二〇一六年九月一二日閲覧)。
- 38 以上については、 AE%B3%E5%BE%A9%E6%97%A7%E4%BA%8B%E6%A5%AD%EF%BC%88%E8%A3%9C%E5%8A%A9%EF%BC%89%E3%81% hukkyuu/ppt.pdf#search=%E5%9B%BD%E5%9C%9F%E4%BA%A4%E9%80%9A%E7%9C%81%E3%80%8C%E7%81%BD%E5% 国土交通省「災害復旧事業 (補助)の概要」(http://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/bousai/saigai/

AE%E6%A6%82%E8%A6%81' 二〇一六年九月一二日閲覧)。

があったことを示している

- 39 以上については、 国土交通省九州地方整備局から熊本県知事に出された 「直轄事業の事業計画等 (熊本県関連分)
- 40 もっとも鉄道事業者は何もしていないわけではない。 営に関すること)、②災害対策部会、 (通知)」(平成28年8月8日 ③鉄道資産部会 (税制上の優遇について) という三つの部会を設け、 第三セクター鉄道等協議会は、 発足当初から①運営費補 部会
- 41 陸の孤島となり、 回答者の約六割が立野地区に戻りたいと答えた。立野地区に戻る条件としては、 ③道路や橋の復旧、 長期避難を余儀なくされている南阿蘇村立野地区の住民に対するアンケート(熊本県と南阿蘇村が実施 の順であった(熊日・七―七)。 ①水道の復旧、 ② 砂 防 ·治山施設

ていた。

- (42) このことについては、「第一〇二回 と得て廃止に踏み切った」と(八三頁)。このことは、 ていた矢先のことであり、 の年の七月、 度に関する研究」(『季刊 **|各駅停車** 全国歴史散歩43 県北地方を襲った集中豪雨で柚木線は大被害を受けた。当時の国鉄は赤字ローカル線を廃止する方針を固 柚木線を復旧するためには大きな経費がかかることから復旧を断念。地元の人たちの了解をや 運輸政策研究』通巻五〇号、二〇一〇年秋)八五頁の「表1」より確認できる。長崎新聞社編 長崎県』 運輸政策コロキウム (河出書房新社、一九八二年)は、柚木線廃止について次のように記している。 復旧の責任は国鉄にあること、 交通施設の災害復旧に対するリスクマネジメントと公的負担制 廃止に際しては地元を説得する必要
- $\widehat{43}$ 日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史』 第14巻 (一九七三年) 七三一九九頁。
- 45 44 たとえば、 『北海道新聞』二〇一六年七月三〇日。 『北海道新聞』二〇一六年九月三日。その後、

一一月一八日にJR北海道は

「全路線の半分維持困難」

との見解

- (46)二〇〇九年の台風一八号による土砂崩れなどで運休したものの、二〇一六年に全線で運転を再開したJR名松線 あることも指摘しておく必要があろう。もっとも、三江線については、利用者減少や災害リスクを踏まえ、二〇一六年九 や、二○○六年と二○一三年に大規模災害に見舞われ運休したものの復旧したJR三江線 月一日にJR西日本から鉄道廃止の意思表示がなされた(「三江線鉄道事業廃止の意思表示について」)。 (広島県・島根県) などの例が
- (47)これに対し、JR日南線の沿線自治体である宮崎県串間市は、路線を存続させるために、一二月の定例会でJR九州株の 購入を提案するという(一般会計補正予算案)。日南線沿線の日南市は、すでに一○月にJR九州株(三八○○株)を購入

している (以上、西日本・一一―二二)。

- 48 以上の三陸鉄道復旧スキームについては、 震災からの復興の奇跡~』七二頁。なお、国土交通省「平成23年度国土交通省関係第三次補正予算の概要」(平成二三年: 東北の鉄道震災復興誌編集委員会編『よみがえれ!みちのくの鉄道~東日本大
- ○月)にある「第3セクター旅客鉄道の復旧について」も参照した。

岩手県議会総務委員会(二〇一二年一月一一日)における野中地域振興室交通課長の発言。

49

- 50 七五巻第五号、二○一五年五月、二三頁)。同雑誌所収の邦訳ではなく、原文で確認した。 られたが、完全な制度的な分離から、組織上の分離、 その内実は多様である。たとえば、欧州では一九九一年以来、 "European Railway Reforms—Vertical Separation and The Need for Coordination," [運輸と経済] 第 会計上の分離まで三つの範囲で多様性を認めてきた(Didier M. van 欧州委員会によって鉄道の上下分離政策が進め
- 51 岩手県議会総務委員会(二〇一二年一月一一日)における佐々木地域振興室長の発言。佐々木は続けて「そうであればレー ルまで―車両以外の部分については全部、 市町村の公共物として扱えばここまで補助が上げられるという折衝の結果、 生

因みに、

57

車両を自治体保有にするか等、具体的な内容はそれぞれ異なる

行っていたのである。それ故に、国の支援スキームに乗りやすかったといえる。「これまで上下分離という形を進めてきた 県と関係市町村から国土交通大臣に提出)が認定されたことで、沿線八市町村が鉄道用地の取得・所有、 まれた産物」と述べている。 わけですけれども、より一層、 一年一月一一日)で述べていることは、こうしたことを裏付けている。 保有等をしていた。 三陸鉄道は、 なお、三陸鉄道では、東日本大震災前の二○○九年一一月に鉄道事業再構築実施計 上下分離…にしていきたい」と野中地域振興室交通課長が岩手県議会総務委員会(二〇一 新たな支援スキームの前提である「下」の部分の自治体所有を部分的ではあるが既に 画 橋梁

- 53 52 『朝日新聞』二〇一三年一一月六日夕刊 『朝日新聞』二〇一一年六月一二日 (縮刷版)。
- (大阪本社版) 聞蔵Ⅱビジュアル。
- 『読売新聞』二〇一三年一二月一日 (大阪朝刊) ヨミダス歴史館
- 滋賀県·大津財務事務所 年九月一二日閲覧)。信楽高原鉄道に関する記述は、 地域活性化に向けた取り組み事例」平成二六年一二月四日、 「信楽高原鉄道〜幾度の試練を乗り越え再出発 同文献と大津財務事務所への問い合わせを踏まえている http://kinki.mof.go.jp/content/000101843.pdf 11014 (甲賀市)~」(近畿財務局大津財務事務所日
- 56 この部分は、 滋賀県が独自に負担することになった。このとき滋賀県が災害復旧事業債を発行することはできない。
- 58 高森 -中松間 の一部運行再開は、 五月一一日の緊急取締役会で決められた (聴き取り調査及び、熊日・六―一四)。

(前掲

『第三セクター鉄道等協議会30年史』八〇一八一頁)。

- 59 承した。
- 七月二六日に開催された第四回高森町臨時議会で町長から高森町災害基金活用についての提案がなされ、 八月の乗客数は約四八〇〇人と、 昨年の同時期に比べて八割以上減少したという(熊日・一〇-应 議会はこれを了 利用者を回 123

61

復させる試みとして一〇月から南阿蘇鉄道・くま川鉄道・肥薩おれんじ鉄道の三社共通で利用できる「熊本三セク応援切

符」(三○○○円)の販売をはじめた(熊日・一○─六)。

(熊本法学138号 '16) 124

鉄道行政と航空行政に深くかかわり、後に運輸事務次官を務めた黒野匡彦が、 考えるうえで非常に示唆的である(『黒野匡彦オーラル・ヒストリー』東京大学先端研オーラル・ヒストリーシリーズ とはいわばルーティーンの仕事として流していけばいい」と述べていることは、国鉄民営化後の国の行政と鉄道の関係を 道はもう行政はないんです。終わったんです。あとはJRがやる話でしょう。終わったというのは言い過ぎだけれど、あ 鉄道行政と航空行政について語る中で「鉄

VOL. 6、二〇一四年、二八五頁)。